

基本施策1  
(保健)

町民との連携・協働による健康づくりの推進



<施策の方向性>

健康に対する意識を地域全体で更に高める取組みを推進します。また、予防医療に視点を置き、保健・医療・福祉による包括的な保健・医療の体制づくりを進め、いつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

<施策項目>

- (1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 [成長戦略①]
- (2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 [成長戦略②]

【成果指標】

| 指標項目                         | 現状値                          | 目標値<br>(R8年度)      | 備考                                                     |
|------------------------------|------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------|
| 町民健康寿命の延伸<br>(75歳～84歳の介護認定率) | 16.9%<br>(R3.3月末)            | 15%                |                                                        |
| メタボリックシンドローム基準該当者等の割合        | ① 15.4%<br>② 12.3%<br>(R3年度) | ① 14.0%<br>② 10.2% | 国民健康保険<br>①メタボリックシンドローム基準該当者の割合<br>②メタボリックシンドローム予備軍の割合 |
| 特定健康診査受診率                    | 39.0%<br>(R3年度)              | 60%                | 国民健康保険                                                 |
| がん検診受診率<br>(胃・肺・大腸がん)        | 21.0%<br>(R3年度)              | 30%以上              |                                                        |

【現状と課題】

(健康寿命)

- 高齢社会において健康寿命の延伸を図ることは、個人の生活の質の低下を防ぎ、社会的負担を軽減する観点からも重要であることから、体力づくりや健康づくり事業のほか医療費の分析、保健指導を行っていますが、将来的な生活習慣病発症の予防として若年期から健康づくりに関心を持ってもらうことの重要性など、町民自らが主体的に健康づくりや生活習慣の改善について考えてもらう動機付けと機運の醸成が必要になっています。

また、国からは、これまで保健分野で実施している保健事業の取組みと地域包括支援センターで実施している介護予防の取組みについて、一体的な実施が求められています。

(メンタルケア)

- 震災から時間は経過しましたが、大きな災害によるショックから立ち直るのに必要な時間は人それぞれであることから、被災後のメンタルケアを含めた対応が必要です。

また、コロナ禍において、仕事や生活に不安やストレスを抱えている現状があることから、一人ひとりの状況や年齢などに応じた身体的・精神的なケアが必要となっています。

(保健)

- 地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第2次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導などを行っていますが、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率の向上が課題となっています。

(予防、感染症予防など)

- 長く続く新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種の円滑な実施をはじめ、医療機関などへの支援や公共施設等における感染拡大防止対策を講じるなど、町民の生命と健康を守ることを最優先に対応をおこなっているところです。また、各種予防接種により発病や重症化を防ぐことは、健康被害や社会的・経済的影響を最小限にとどめることにつながることから、国・北海道や関係機関等と連携・協力しながら法定のほか任意の予防接種に係る支援等を行っています。また、冬期に流行するインフルエンザ対策は、受験期の接種などニーズが高まりつつあるため、予防接種法に定める主に65歳以上の対象者への接種費用助成のほか、中学生までを対象として独自の助成を実施しています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### (1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 【成長戦略①】

- ▶ 年齢に関係なく全町民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、管理栄養士による栄養指導はもとより、ノルディックウォーキングや筋トレ教室などのほか、気軽に行えるウォーキングを推奨し基礎体力向上を図りながら、いつまでも健康で生活し続けることができる取組みを展開していきます。また、体成分分析装置「インボディ」事業の継続実施のほか、地場農産品による食育と運動を柱とした健康寿命延伸事業により、管理栄養士や運動指導員などと連携した取組みを進めながら、生活習慣病の予防や健康増進に対する意識醸成を図り、「健康あびら21」を推進していきます。また、これまで行ってきた取組みを評価検証し、健康増進法に基づく「健康あびら21」の見直し、改訂を行っていきます。
- ▶ 健康寿命の延伸と高齢者の生活習慣病重症化予防に向けて、健診・医療・介護未利用者の個別支援等の保健事業の取組みと、地域老人クラブ・介護予防教室・健康相談等の介護予防の取組みについて、一体的に実施及び展開を図っていきます。
- ▶ 震災後の心の健康を含めた安平町としての自殺対策を進めるとともに、必要に応じて関係機関等との連携を図りながら継続的なサポートを行っていきます。

#### 〔主な取組み・事業〕

- ◇健康寿命延伸事業（再掲）
- ◇「健康あびら21」の見直し・改訂
- ◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進事業
- ◇〔復〕こころの健康相談事業
- ◇ゲートキーパー養成講座

## (2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 [成長戦略②]

- ▶ 特定健康診査受診率向上による重症化予防や医療費抑制を目的として、がん検診等に併せてピロリ菌検査をセットで実施するなど効率化を図りながら、個別訪問、電話などで受診勧奨を行うとともに、行政ポイントの付与やPRなどにより各種検診の受診率向上を目指す取組みを実施していきます。
- ▶ 妊娠期から小学生への歯磨き指導や幼児から中学生までを対象としたフッ化物洗口の取組みのほか、高齢者まで誰もが健康な歯で食事ができるよう口腔衛生に対する意識付けをしながら、歯科口腔保健の推進に努めます。
- ▶ 妊娠期から乳幼児の栄養指導や検診事後指導などにより食育の関心を高めるとともに、初診料負担を含めた高校生までの医療費無償化については、所得制限の見直しによる対象者の拡充や中学生を対象としたピロリ菌検査、乳幼児健診などの情報を各種媒体により情報発信しながら子育て支援をより一層強化していきます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種の円滑な実施や医療機関等の事業者への支援をはじめ、これまでに様々な感染対策を実施しているところであり、今後も国や北海道、関係機関等と連携を密にしながら、必要な対策を講じていきます。また、町内医療機関においては、PCR検査や抗原検査を幅広く受け入れる体制をとっているほか、追分・早来両地区の発熱外来等受診体制の継続に向け町内医療機関と連携を図っていきます。
- ▶ 保健指導や健康相談の拠点となる「ぬくもりセンター」や「保健センター」などの保健福祉施設の計画的な施設の改修・修繕及び環境整備に努めます。

| [主な取組み・事業]                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇各種健康診査の受診率向上に向けた取組み                                                                             |
| ◇高齢者の肺炎球菌接種費用助成事業                                                                                |
| ◇子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業（子ども医療費無償化の独自拡充の継続と所得制限の見直しによる対象者の拡充・中学生のピロリ菌検査・インフルエンザ予防接種料の助成等）の周知と発信強化 |
| ◇新型コロナウイルス感染症への対応（ワクチン接種・感染症対策等）                                                                 |
| ◇ぬくもりセンターや保健センター等の改修・修繕事業                                                                        |

\* **メタボリックシンドローム**：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態で、重複した場合は命にかかわる病気を招くこともある。



## ＜施策の方向性＞

町内医療体制の維持に向けた取組みの強化を図ります。また、東胆振定住自立圏の連携事業を促進し、広域による医療機能の充実を目指します。

## ＜施策項目＞

- (1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]
- (2) 「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 [回避戦略①]
- (3) 救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目                             | 現状値                                 | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|----------------------------------|-------------------------------------|---------------|----|
| 町内医療機関の確保                        | 診療所: 2 箇所<br>歯科診療所: 4 箇所<br>(R3 年度) | 現行数の維持        |    |
| 第 2 次医療圏との休日・夜間救急診療体制を含めた診療体制の確保 | 0 箇所<br>(R3 年度)                     | 1 箇所          |    |

## 【現状と課題】

- 町立病院を持たない当町では、民間運営による病院施設が 1 箇所ありましたが、診療体制の移行及び経営主体の変更により診療所 2 箇所、歯科診療所 4 箇所が地域医療を担っています。特に入院病床を持つ医療施設が無いことから、引き続き安心して暮らすためには、医師の確保対策や入院病床確保に向けた医療機関に対する必要な支援を通じて現在の医療体制を維持・拡充していかなければなりません。
- また、休日・夜間における救急医療についても、町内医療機関における休日・夜間救急体制の整備が必要不可欠であることから、関係機関との協議を進めながら緊急時における医療体制の確保を図り、併せて、苫小牧市内の休日当番医療機関などを町広報やホームページにて情報提供を行っています。
- 当町の第 2 次医療を担う広域救急医療体制は、東胆振 1 市 4 町を区域とする東胆振圏であり、医療情報のネットワーク化や体制の充実、診療情報の共有など、圏域全体として医療の質の向上に向け連携を図っています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### (1) 町内医療機関に対する支援策の強化 【差別化戦略①】

- ▶ 公的医療機関を持たない当町にとって民間医療機関の維持存続は、非常に重要であることから、良好な医療提供体制を確保するための各医療機関への支援をはじめ、かかりつけ医や専門医、看護師等の不足などを解消する支援を行っていくとともに、町内医療機関と連携しながら、地域医療の維持確保に取り組んでいきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇地域医療提供体制維持費等補助事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師・歯科衛生士雇用助成事業、医療機器等購入費助成、町外通院移送者運行支援、新規医療機関開設支援） |

### (2) 「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 【回避戦略①】

- ▶ 安心して暮らすために必要な地域医療を進めていくにあたっては、地域に寄り添い身近で頼りになる「かかりつけ医」の普及・定着により最善の医療が継続されるよう、地域医療を担う医師の確保に努めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                              |
|---------------------------------------------------------|
| ◇地域医療提供体制維持費等補助事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師・歯科衛生士雇用助成事業）（再掲） |

### (3) 救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略②】

- ▶ 町内医療体制の見直しにより、入院病床や休日夜間の医療提供体制が確保できていない状況にありますが、安心して暮らすことができるよう、入院病床や休日夜間医療提供体制の確保について、引き続き、関係医療機関等と協議検討を行っていきます。
- ▶ 安全・安心に暮らせること、そして移住・定住の観点から、第2次医療圏における高度救命救急医療（2次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                      |
|-------------------------------------------------|
| ◇休日・夜間医療体制確保事業                                  |
| ◇広域救急医療対策事業（二次救急医療対策事業、小児救急医療支援事業、救急医療啓発普及事業など） |
| ◇東胆振定住自立圏の連携事業による広域医療体制の確保                      |



### < 施策の方向性 >

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる社会の実現に向け、町民、自治会・町内会等、各種団体、行政が一体となった支え合いと助け合いによる地域福祉の推進を目指します。

### < 施策項目 >

- (1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]
- (2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 [改善戦略①]

### 【成果指標】

| 指標項目                     | 現状値              | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|--------------------------|------------------|---------------|----|
| 地域見守りネットワークの構成団体数        | 66 団体<br>(R3 年度) | 75 団体         |    |
| ボランティアセンター登録者数           | 385 人<br>(R3 年度) | 410 人         |    |
| 人材育成支援事業等によるボランティア資格取得者数 | 0 人<br>(R3 年度)   | 累計 40 人       |    |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

### 【現状と課題】

- 当町は、安平町地域福祉総合計画に基づき、元気な高齢者や地域を中心として見守り活動や福祉ボランティア活動、自主防災活動などの事業を展開しており、震災における経験を踏まえて、より一層の地域による支え合いや自助・共助・公助の役割の再認識を図り、町民、企業、団体等に対する普及活動を通して地域での支え合い活動や地域見守りネットワーク活動を浸透させていく必要があります。
- 震災を契機にボランティア活動や地域コミュニティの重要性が再認識されていますが、今後さらに高齢化が進む中、福祉行政を支えてきた方々の減少が予想されるとともに、コロナ禍においてボランティア人材の育成が思うように進んでいない状況にあります。新たな公共の担い手育成やボランティア活動へ参加しやすくなる仕組みづくりなど持続可能なボランティア体制の構築をしていかなければなりません。

### 【施策項目に対応した主な取組み】

#### (1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]

- ▶ 地域での支え合いや助け合い、福祉サービスの向上や連携などを地域で実践するため、町をはじめ関係機関の役割などを掲げている安平町地域福祉総合計画に基づき取組みを推進していきます。
- ▶ 町民同士が互いに助け、支え合いながら地域社会における福祉サービスを充実させていくため、引き続き生きがいポイントを通じたボランティアのやりがいや生きがいを増幅させなが

ら、相互扶助体制の構築に向け取り組んでいきます。また、地域全体で支え合う「安平町地域見守りネットワーク」の拡大や、「災害時等要援護者登録制度」の普及に向け取り組むなど、持続的な地域での支え合い活動を推進していきます。

- ▶ 安平町社会福祉協議会等との連携強化を図り、平時だけではなく災害時などにおけるボランティア人材・団体や民生委員・児童委員など地域福祉の担い手の育成と活動の支援等を行うほか、安平町社会福祉協議会への人材確保・育成に伴う支援や老朽化するかしわ館の維持・改修を行いながら、地域で見守り支える仕組みづくりを行います。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域内消費と連動させた生きがいポイント事業</li> <li>◇地域見守りネットワークの推進    ◇地域福祉を支える人材育成支援事業</li> <li>◇地域支え合い活動推進事業</li> </ul> |

## （２）新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 【改善戦略①】

- ▶ 将来的にはより一層の高齢化が進行することから、「起業創業と移住プロジェクト」を活用し高齢者買い物支援、配食サービス、除雪支援など、地域福祉や高齢者を支えるためのサービスを提供できる地域産業やコミュニティ・ビジネスの設立支援の強化に取り組みながら、新しい公共の担い手の育成を進めるとともに、協働による福祉サービスの充実に取り組みます。
- ▶ 町内には、地域医療・高齢者福祉事業・しょうがい者福祉事業を展開する民間法人が多く存在しており、今後も各種サービスが継続されるよう、引き続き一体的な連携及び支援を行いながら、地域福祉サービスの充実に取り組みるとともに、福祉施設の建設や改修、維持補修など建替えの支援を行います。
- ▶ 町内の活動団体が進める福祉と農業の連携事業（農福連携事業）や放課後等児童デイサービス事業のように、新しい公共の担い手となる団体や取組みに対する側面的なサポートを行いながら、誰もが地域で安心して暮らすことができる環境の創出を目指します。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域内消費と連動させた生きがいポイント事業（再掲）</li> <li>◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（再掲）</li> <li>◇町内活動団体における福祉と農業の連携事業（農福連携事業）や放課後等児童デイサービス事業の側面的支援</li> <li>◇福祉施設の建設等建替え支援</li> </ul> |

**基本施策 4**  
**(しょうがい者福祉)**
**共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進**

**<施策の方向性>**

全ての町民が不自由なく社会活動を営むことができるようノーマライゼーションの理念を尊重したしょうがい者福祉を推進します。

**<施策項目>**

- (1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]
- (2) しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略③]

**【成果指標】**

| 指標項目                 | 現状値            | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|----------------------|----------------|---------------|----|
| しょうがい者福祉サービスの利用者数    | 163人<br>(R3年度) | 183人          |    |
| 東胆振圏域における地域生活支援拠点の確保 | 1箇所<br>(R3年度)  | 1箇所           |    |

**【現状と課題】**

- しょうがいのある方が地域で安心して生活をするためには、しょうがい者福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたります。それぞれのしょうがいの状況や程度に合ったサービスを受ける必要があり、そのニーズは多様化しています。
- ノーマライゼーションの理念の下、しょうがいの種別や程度に関わらず、自分で住みたい場所を選び、必要な福祉サービスやその他の支援を受け、自立できる社会の実現やしょうがいの種別間の格差是正やサービス水準の格差是正など地域特性を踏まえた利用者本位のサービスの充実が求められています。
- 近年では、しょうがい者等の広域的な生活支援拠点の整備が進められているなど、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築が進んでいます。

**【施策項目に対応した主な取組み】**
**(1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]**

- ▶ しょうがいのある方それぞれの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービスなどに関する適正であり十分なサービスの提供に努めていきます。
- ▶ 令和3年度に策定した「第6期しょうがい福祉計画」及び「第2期しょうがい児福祉計画」に基づき、利用者本位のしょうがい者福祉サービスを提供していきます。
- ▶ これまでに老朽化する障害者支援施設の建替え支援を行ってきましたが、今後については、しょうがい者が地域で生活するグループホーム建設に係る支援をはじめ、民間活動団体が行う

農福連携の取組や放課後等児童デイサービスの取組みに対する側面的な支援をしながら、引き続き切れ目の無い一貫した支援の提供体制の充実を図っていきます。また、医療的なケアを必要とする子どもを含めたしょうがい児及びその家族が地域において自立した生活を営むことができるよう支援体制の充実を進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇しょうがい者自立支援事業</li> <li>◇しょうがい者が地域で生活するグループホーム建設に係る支援</li> <li>◇子ども発達支援センター運営事業（再掲）</li> <li>◇子ども発達支援等の専門職員の配置（再掲）</li> <li>◇町内活動団体における福祉と農業の連携事業（農福連携事業）や放課後等児童デイサービス事業の側面的支援（再掲）</li> </ul> |

## （２）しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略③】

- ▶ 平成28年に東胆振定住自立圏の連携事業として、共同設置された「東胆振圏域地域生活支援センター」において、しょうがい者に関する諸課題に対応するとともに、今後も継続した事業運営により、町内はもとより東胆振圏域で生活するしょうがい者の地域生活定着支援の拠点として効果的な事業が運営されるよう関係機関と連携しながら生活機能の強化とサービス充実に向けて取り組みます。

| 〔主な取組み・事業〕                               |
|------------------------------------------|
| ◇東胆振定住自立圏の連携事業による「しょうがい者等の地域生活支援拠点事業」の推進 |



### < 施策の方向性 >

高齢者が活躍できる社会の実現に向け、豊富な知識や経験、技能等を持つ高齢者を積極的に活用します。また、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるまちを目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を促進します。

### < 施策項目 >

- (1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 [成長戦略⑤]
- (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 [成長戦略⑥]
- (3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 [差別化戦略②]
- (4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 [差別化戦略③]

### 【成果指標】

| 指標項目                                       | 現状値             | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|--------------------------------------------|-----------------|---------------|----|
| 要支援・要介護認定率                                 | 19.5%<br>(R3年度) | 21.3%         |    |
| 介護予防事業（1次予防）への参加者数<br>(参考値：足腰しゃんしゃん教室参加者数) | 860人<br>(R3年度)  | 1,050人        |    |
| 特別養護老人ホーム待機者数                              | 10人<br>(R3年度)   | 現状維持・減        |    |

### 【現状と課題】

- 全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回り高齢者世帯が増えてきていますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、併せて認知症高齢者や介護を要する高齢者も増加しており、今後もこのような傾向が続くものと推測されます。
- 令和7年度には団塊の世代が75歳を迎え、一段と高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していくことが重要となっています。
- そのため、外出支援サービスや通院移送サービスなどの在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがづくり」や介護予防の充実が重要になります。
- こうした中において、町内の介護事業所では介護職人材の不足が慢性的に続いていることから、安定的な介護サービスを供給するため、人材確保に向けた様々な取組みを進めていく必要があります。
- また、高齢者の増加や平均寿命の延伸により、健康寿命の延伸が課題となっていることから、これまで保健分野で実施している保健事業の取組みと地域包括支援センターで実施している介

護予防の取組みについて、効果的な生活習慣病重症化予防・健康づくり政策とするために、国からはこれらの取組みの一体的な実施が求められています。

### 【施策項目に対応した主な取組み】

#### (1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 【成長戦略⑤】

- ▶ 要介護状態の要因の一つである運動機能低下を予防するために、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキング、足腰しゃんしゃん教室などの取組みを通して基礎体力づくりを進めるとともに、リハビリテーションの積極的な利用により介護予防を推進していきます。また、スポーツセンターにおける高齢者向けのサーキットトレーニングやヨガ教室などを通じた健康づくりのほか、サロン活動や子どもと高齢者の交流活動、老人クラブなどにより高齢者の生きがいを推進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇介護予防事業</li> <li>◇地域リハビリテーション活動支援事業</li> <li>◇健康寿命延伸事業（サーキットトレーニングなど）</li> <li>◇高齢者大学や老人クラブなどの支援を通じた高齢者の生きがいの強化</li> </ul> |

#### (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 【成長戦略⑥】

- ▶ 高齢化が一層進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、さらには認知症高齢者が増加することから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。
- ▶ 健康寿命の延伸と高齢者の生活習慣病重症化予防に向けて、健診・医療・介護未利用者の個別支援等の保健事業の取組みと、地域老人クラブ・介護予防教室・健康相談等の介護予防の取組みについて、一体的に実施及び展開を図っていきます。
- ▶ 介護職を対象に取組みを始めた専門職の資格取得を目指し進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度については、積極的な活用を図ってもらうため継続的な制度周知を行うとともに、不足する介護人材の確保に向けた介護人材バンクの取組みを進めるほか、民間事業者が行う外国人介護職の受入れに対する支援を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇医療介護連携の充実</li> <li>◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進事業（再掲）</li> <li>◇介護職の人材育成・確保・Uターン施策を連動させた奨学金制度の周知</li> <li>◇介護の仕事応援事業（介護人材バンク登録事業）</li> <li>◇外国人介護職の人材確保に対する助成事業</li> <li>◇介護人材の確保に関する栗山町との自治体包括連携協定による取組み</li> </ul> |

### (3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実【差別化戦略②】

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業への取組みや介護給付サービスの充実を図るとともに、高齢者住宅の計画的な維持管理と夜間管理や安全対策の充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業を進めていきます。
- ▶ また、医療機関等への通院及びまちなかへの買い物などのため、公共交通機関を利用する高齢者やしょうがい者等の経済的負担の軽減・交通手段の確保などに努めていきます。
- ▶ 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が想定されることから、成年後見制度による権利擁護をはじめとした、東胆振圏域における相談体制や支援の取組みのほか、在宅高齢者等については、徘徊などのSOSネットワークに係る民間企業との連携や病弱の高齢者に係る緊急通報システムの見直しにより引き続き安全・安心の確保に向けた取組みを推進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇在宅介護支援事業 ◇介護サービスの給付事業<br>◇高齢者住宅の運営体制の強化及び施設の計画的な改修<br>◇福祉交通助成事業による医療機関等への通院支援<br>◇東胆振圏域における成年後見支援センター広域化事業 |

### (4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進【差別化戦略③】

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの基盤整備については町全体の施設サービスのバランスや地域ニーズを聞きながら検討していきます。
- ▶ 介護事業所の介護職不足解消に向けて、民間事業者が行う外国人介護職の受入れに対する支援を行いながら、介護サービスの安定的な供給を進めるとともに、介護人材の確保に関する自治体間の相互連携協力により介護人材の安定的な確保や資質の向上に努めていきます。  
また、近年は、介護事業所だけではなく町内立地企業において、外国人の受入れが行われている状況にあることから、外国人材との共生に向けた交流機会や環境づくりについて、立地企業や民間事業者との意見交換を行いながら検討を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                       |
|------------------------------------------------------------------|
| ◇外国人介護職の人材確保に対する助成事業（再掲）<br>◇介護人材の確保に関する栗山町との自治体包括連携協定による取組み（再掲） |



## ＜施策の方向性＞

誰もが生涯にわたり健康で安定した生活を送ることができるよう、介護保険制度や後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、国民年金制度の啓発に努めます。また、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となる国民健康保険は、健康寿命の延伸に向けた取組みを進めることにより、医療費の適正化を目指します。

## ＜施策項目＞

- (1) 介護保険事業の適正な運用 [回避戦略④]
- (2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 [回避戦略⑤]
- (3) 国民年金制度の啓発 [回避戦略⑥]

## 【成果指標】

| 指標項目                              | 現状値                | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|-----------------------------------|--------------------|---------------|----|
| 国民健康保険事業<br>被保険者1人あたり療<br>養諸費費用額  | 335,320円<br>(R3年度) | 405千円         |    |
| 介護保険事業<br>被保険者1人あたり給<br>付費費用額     | 286,449円<br>(R3年度) | 348千円         |    |
| 後期高齢者医療事業<br>被保険者1人あたり療<br>養諸費費用額 | 836,719円<br>(R3年度) | 1,029千円       |    |

## 【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域の中で、自立した生活を営みながら暮らし続ける社会の実現が求められていますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）にはさらなる高齢化の進展が予想され、さらには認知症高齢者の増加も見込まれています。このような状況において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていかなければなりません。
- 国民健康保険制度については、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は地域住民と身近な資格管理や保険料・税の賦課・徴収などの事務を担っており、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向けて北海道国民健康保険運営方針に基づき運営を進めています。
- 国民年金は将来的な年金受給の不安感や徴収率の低下などが社会的問題となっていますが、老後の生活を保障するだけでなく、本人や家族の生活を守る重要な役割があることから、年金制度の普及・啓発に努めることが必要です。

**【施策項目に対応した主な取組み】**

**(1) 介護保険事業の適正な運用 【回避戦略④】**

- ▶ 介護保険事業の制度周知による理解を深め、保険料の収納率を高めながら、介護保険事業の適正な運用に努めます。

| 〔主な取組み・事業〕 |
|------------|
| ◇介護保険事業    |

**(2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 【回避戦略⑤】**

- ▶ 国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の制度周知による理解を深め、保険税・料の収納率を高めながら、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の適正な運用に努めます。
- ▶ 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、北海道を中心とした市町村との一体的な運営により、引き続き北海道において策定した国民健康保険運営方針の定期的な見直しを行いながら適切に対応していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                |
|---------------------------|
| ◇国民健康保険事業      ◇後期高齢者医療事業 |

**(3) 国民年金制度の啓発 【回避戦略⑥】**

- ▶ 年金制度に対する不安感や無年金者・未納者を縮減するため、さらには国民年金を受給する権利を確保するため、国民年金制度の正しい理解を深める取組みを進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕        |
|-------------------|
| ◇広報等を通じた国民年金制度の周知 |